

流山市監査委員告示第10号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和5年3月31日

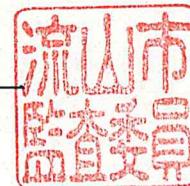
流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教ス第83号
令和5年2月17日

(宛先) 流山市監査委員 菅生 泰久 様
流山市監査委員 坂巻 儀一 様

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け流監第130号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和5年2月16日・流監第130号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
帝国ビル管理協同組合 生涯学習部スポーツ振興課	指摘	基本協定書と年度協定書の指定管理者の名称等が一致しておらず、年度協定書については帝国ビル管理協同組合流山支局の名称等で協定を締結しているが、年度協定の締結に係る委任状等の文書も不存在であった。両協定書の指定管理者の名称等の整合性について整理されたい。	令和5年度年度協定より、基本協定書に記載の指定管理者名称と同じ名称で統一することで整理いたします。
帝国ビル管理協同組合 生涯学習部スポーツ振興課	意見	備品の整理及び報告については、仕様書では備品台帳に即して年1回の備品の整理を行い、点検した備品については次年度4月末日までに教育委員会に台帳をもって報告することあるものの、備品台帳に記載のない備品が存在したほか、備品台帳による報告もされていなかった。備品については指定管理者と所管部課の双方で連携を図り、適切に管理されるよう報告・連絡体制を改められたい。	令和5年2月現在も備品整理の進捗確認を実施しており、毎年4月末までに備品台帳を指定管理者に提出するよう頻繁に報告・連絡を取り合うよう努めます。
帝国ビル管理協同組合	意見	流山市公の施設事業報告書の添付書類である年次業務報告書に記載されている修繕費の額と修繕実績報告書に記載されている修繕費の合計額が一致していなかった。支出の内容に応じて適切な科目に仕分けされるよう内部で意思統一を図るとともに、各文書の内容に不整合が生じないようチェック機能を強化されたい。	年次業務報告書では、本来別の経費で計上すべきものが、修繕費の中に誤って計上されたため、修繕実績報告書の数字と一致しませんでした。令和4年度より、年次業務報告書に記載されている修繕費の額と修繕実績報告書に記載されている修繕費の合計額が一致しているかを担当複数人で最低ダブルチェックするよう努めます。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。